## 【検討項目2一2】関連資料

2024年4月17日

第3回 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合 ワーキングチーム



## く検討すべき項目>

【検討項目1】目指す姿(基本哲学)

【検討項目1-1】国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を通じて目指す行政の姿

【検討項目1-2】国・地方デジタル共通基盤の整備・運用における国と地方の役割分担

## 【検討項目2】取組の方向性

【検討項目2-1】共通化すべき業務・システムの基準

【検討項目2-2】国と地方の費用負担の基本的考え方

【検討項目2-3】地方におけるデジタル人材確保

【検討項目3】今後の推進体制

【検討項目3-1】国と地方の連携の枠組み

【検討項目3-2】連携・協議すべき事項やその進め方

国と地方の費用負担の現状

**=** 

地方公共団体

4

-タを通じた改善サイクル

## 共通化を含めたシステム整備のパターン

まずは、自治体への20業務標準化支援に最優先で取り組みつつ、20業務以外の共通化すべきシステムついては、自治体のニーズを吸い上げた上で、 業務の性質や、既存システムの態様に応じ、可能なものから移行。その際、以下の目指す共通化のパターンに沿って対応。

1	A 共道	<b></b> <b>B</b>	標準化	個別開発
システムの 所有	国	事業者	自治体	自治体
自治体の 調達	なし	利用契約	開発・運用・保守契約	開発・運用・保守契約
構築される システム数	1	参入事業者の数	最大1800	最大1800
システムの例	VRS	窓口DXSaaS	標準20業務	これまでの 自治体システム
システム 共通化 の手法	国の仕様書	標準仕様書+原則ガバ クラ利用の基本契約	なし ※標準仕様書により 機能は共通	なし
メリット	• 自治体はシステムを 利用するだけで良い	• 自治体は数種類のシステム から選んで、利用契約する だけで良い	<ul><li>仕様書の作成が容易になる</li><li>データ連携が容易になる</li><li>ベンダーロックインに陥りにくい</li></ul>	<ul><li>自治体ごとの個別ニーズ に応じたカスタマイズを 行うことができる</li></ul>
課題	<ul><li>・ 国の開発運用体制の確保</li><li>・ 競争が働かない</li></ul>	• 未開拓市場では新規参入 を促す仕組みが必要	・ 自治体によっては開発・ 運用・保守のコストが大 きい	<ul><li>自治体が仕様書作成から 調達・開発・運用まです べてやらねばならない。</li><li>データ連携が困難</li></ul>
	緊急時対応等を主に想定	共通化の基本形 とすることを想定		

## 地方公共団体のシステム整備・利用に係る財源の現状

#### 1. 地方財政法の規定

地方財政法は「**地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する**」 (第9条)としたうえで、一定の要件の下、国が費用負担を行う場合があることとしている。特に、第16条においては、 「**国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるとき**」 には、**地方公共団体に対して、補助金を交付することができる**としている。

#### 2. 地方公共団体のシステム整備の財源

(1)地方費

#### (2) 国庫補助金

- ① 特定のシステムの新規開発・更改時等に交付されている各省庁の補助金
- ② 各省庁の作成した標準仕様書に準拠したシステムへの移行経費に係る補助金
- ③ 地方のそれぞれの課題解決に向けたデジタル実装を支援するデジ田交付金
- ※ この他、VRS等、国が開発・運用・保守を行うものを地方公共団体が利用する例もある。

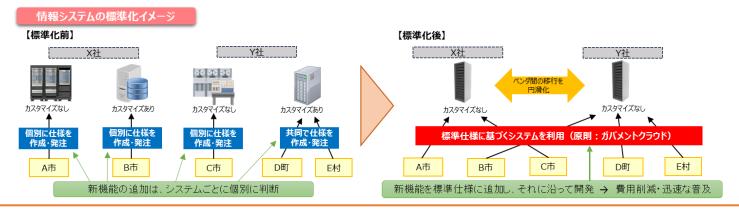
## 「国と地方の費用負担の基本的考え方」に関し、今後調査・検討を深めるべき事項

- 共通的なSaaSを利用することに、どのような費用面での効果があるか
  - ・ 共通的なSaaSを多くの団体が利用すれば、スケールメリットが働き、自治体ごとに個別にシステム を開発するよりトータルコストを抑制できるか
  - ・ 他方で、すでにシステムを共同利用している場合には費用面での効果は出づらい面もあるか。
  - 既存システムから移行する場合には、移行経費により短期的に負担増となる場合もあるか。
- 各省庁が交付する補助金の態様は、地方公共団体のシステム整備にどのような影響を与えているか
  - 特定のシステムの新規開発・更改時等に交付されている各省庁の補助金の交付において、自治体ごとの個別のシステム開発を前提としているものはあるか
- 共通的なSaaSの利用を促進する場合に、どのような費用負担のあり方が適当か
  - ・ 共通的なSaaSの利用が個別開発と比較しコストメリットがある場合、地方公共団体の規模の大小等 にかかわらず、利用が進むと考えられるか
- 〇 限られたリソースの中で効率的なシステム整備を行うため、投資対効果をどのように可視化するか

# 参考

#### 標準化・共通化の取組概要

- 自治体情報システムについて、原則、令和7年度(2025年度)末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。
  - → (令和3年5月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定)
  - ・維持管理や制度改正対応等に係る人的・財政的負担の軽減。
  - ・地域の実情に即した**住民サービスの向上**、新たな行政サービスの迅速な全国展開等の実現。



#### 移行経費への財政支援の経緯

- 令和4年1月に20業務(※)を標準化対象事務と位置づけ。
  - ※ <u>20業務</u>(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、 児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)
- 令和4年度末までに、各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者の標準準拠システムの開発環境を整備。
- 一方で、全国の自治体からは、財政支援の拡充について要望等があったところ。

## 令和5年度補正予算計上額 5,163億円(補正後:6,988億円)

これまでの予算額: 1,825億円(うちR2第3次補正予算: 1,509億円、R3第1次補正予算: 317億円) ※ 四倍五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

○ 全国の地方公共団体への経費調査の結果を精査した上で、**全国の自治体が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行** することができるよう、**所要の額を令和5年度補正予算に計上。** 

## 補助対象経費・補助対象外経費

#### 補助対象経費

#### ·A)調査等準備経費

- 各府省が作成する標準仕様書と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に要する経費
- B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費
  - 現行システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業(文字同定支援ツールの購入を含む。)、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業(データ移行ツールの購入を含む。)、データクレンジング(データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。)等に要する経費
- C) 環境構築に要する経費
  - ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費
- D) テスト・研修に要する経費
  - 標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費
- E)関連システムとの円滑な連携に要する経費
- 標準準拠システムと関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。)との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定等に要する経費
- F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費
  - 令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避的に発生する追加的な経費(リース残債等)

#### 補助対象外経費

- A) アプリケーション利用料 (アプリケーション開発に 相当する経費を含む。) やリース料等の運用経費
- B) 事務運用の見直しに 伴うA I・R P A の導入 等に要する経費
- C)条例・規則等の改正、 PIA実施に要する経 費
- D) 地方公共団体職員に 係る人件費(時間外手 当を含む。)
- E) 地方公共団体職員に 係る旅費
- F)諸謝金(調査研究等 準備経費に含まれるもの を除く。)
- G)一般事務費(通信運 搬費、資料等印刷経費 等)

## デジタル実装タイプ1/2/3等:制度概要

地方創生テレワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。



デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題 目的 解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援 デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 概要 【TYPE3】(TYPE2の要件を満たす)デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組 【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる 見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組 ①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む 共通 要件 ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立 <TYPE別の内容> New! <対象事業 (一例) > デジタル行財政改革 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、 事業費: 5億円 先行挑戦型 国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への [TYPE2/3] 補助率: 3/4 横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組 [TYPE S] 複数分野データ連携の促進による + 伴走型支援 下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの 国費: 4億円 デジタル社会変革型 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓 補助率: 2/3 [TYPE 3] New! · AIを高度活用した準公共サービスの創出 詳細 データ連携基盤を活用した、複数のサービスの データ連携基盤活用型 [TYPE1] 国費:2億円 実装を伴う取組 [TYPE 2] 遠陽医療 書かない窓口 地域アプリ 補助率: 1/2 国費:1億円 優良モデル導入支援型 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 補助率: 1/2 [TYPE 1] (注) 上記のはか、計画未足又抜手来にわいて、ナンブル夫衣に取り組むしてする地域の計画 ハリを又抜し、

## デジタル実装タイプ: TYPE1/2/3 共通化・標準化の推進



デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、 国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供される サービスを利用する事業に関して、一定の「加点」を措置します

#### ■ ①:デジタル庁が提供する「自治体窓口DXSaaS」

▶ 地方公共団体窓口での申請手続等に関して、住民が窓口を複数回らず、氏名住所等を複数回書く 必要がない「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を促進するため、デジタル庁がガバメントクラウド 上で提供するサービス

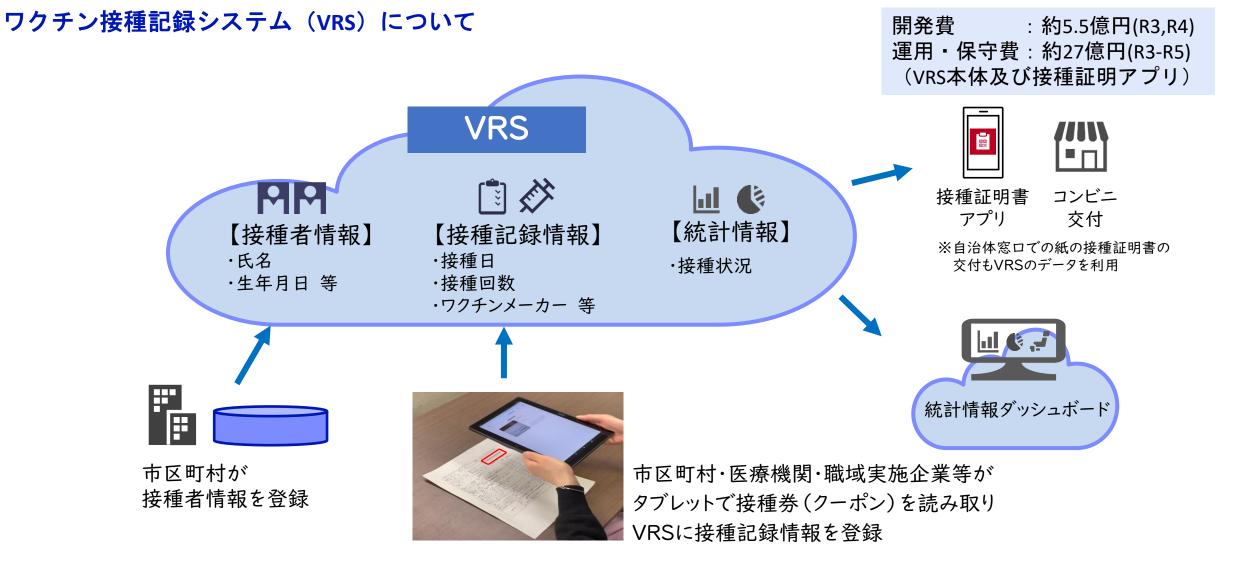
<加点のイメージ>※以下はTYPE1の配点イメージ

#### +最大12点 (100点満点) ※条件による傾斜あり

国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること

- ●自治体窓口DXSaaS(デジタル庁)
- 窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用して(内定団体含む) BPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する(+12点)
- 窓口BPRアドバイザー育成研修に職員を派遣して(内定団体含む)独自にBPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する(+8点)
- 上記以外でBPRを実施済み、又は、これから実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する(+4点)

<sup>※</sup>共通化・標準化の効果を適切に発揮させる観点から、すでにBPRを済ませている、あるいはBPR実施と合わせてサービス実装する場合に限り、加点措置の対象とします。また、事業採択後に「自治体窓口DXSaaS」以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います



- VRSとは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、個人の接種状況を記録するシステムです。
- 2021年4月より運用を開始しており、政府が公表している統計情報ダッシュボードや、新型コロナワクチン接種証明書アプリのデータとして活用されています。 13